令和２年 12月５日発行（毎月１回５日発行）通巻第664号

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents［Index］

P.3 **活動予定**

中央会の主な事業等活動予定（12月）

P.4 **チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～**

組合と組合員相互間の会計と税務（千葉県室内装飾事業協同組合）

P.6 **全国先進組合事例**

スマート農業への挑戦～地元農業者との連携～（上越ＩＣＴ事業協同組合）

P.7 **組合Ｑ＆Ａ**

協同組合の複数代表制について他

P.8 **シリーズ「躍進企業」**

ものづくり補助事業成果事例：株式会社寺田本家（香取郡神崎町）

P.10 **景　況**

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（10月期）

P.12 **中央会だより**

第72回中小企業団体全国大会開催
令和２年度千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」
令和２年文化の日千葉県功労者表彰

P.14 **中央会だより／インフォメーション**

令和２年度「新連携促進県大会」・「ものづくり成果事例発表会」開催
新しい生活様式に向けた設備投資補助金　募集案内（千葉県商工労働部産業振興課）
法人県民税法人税割の特例措置の延長について（千葉県）
中小企業への“働き方改革／同一労働同一賃金”の法適用は2021年４月!! 他（千葉労働局）

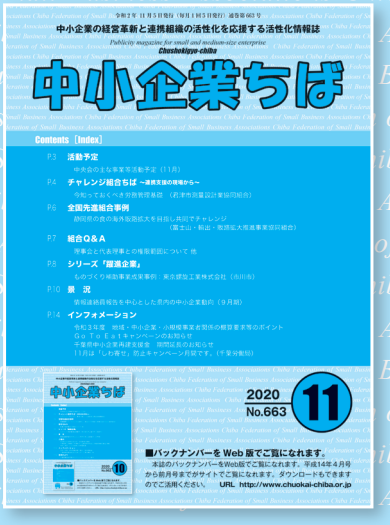

2020
No.664
12

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年４月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。　**URL　http://www.chuokai-chiba.or.jp**

中央会の主な事業等活動予定（12月）

令和２年10月14日現在

月日	曜日	内　容	担当部署
■ 中小企業連携組織等支援事業			
12/ 2	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県火災共済協同組合	経営支援部 ☎043･306･3282
12/ 8	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部 ☎043･306･2427
12/10	木	連携組織活性化研究会 対象：船橋総合卸商業団地協同組合	商業連携支援部 ☎043･306･3284
12/15	火	連携組織活性化研究会 対象：袖ケ浦給食事業協同組合	経営支援部
12/17	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県木材市場協同組合	工業連携支援部
12/18	金	組合等新分野開拓支援事業 対象：臼井ショッピングセンター協同組合	商業連携支援部
■ 全中補助事業			
12/14	月	小企業者組織化特別講習会	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
12/ 2	水	ふさの国商い未来塾（第９回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
12/11	金	千葉県商店街連合会　役員会	商業連携支援部
■ その他			
12/ 3	木	本会創立 65 周年記念大会　大会運営委員会 第２回正副会長会議	総務部

千葉県中小企業団体中央会 創立 65 周年記念大会

令和３年１月 22 日（金）15：30 ～ 16：30

会場　ホテルポートプラザちば
千葉市中央区千葉港 8-5

本記念大会は、新型コロナウイルスの感染リスクがあること等を勘案し、規模を大幅に縮小し、役員及び受賞者総代を中心に参加者を絞って開催させていただくことになりました。

◎本交流会の開催案内および参加申込書等は、本誌 10 月号に同封しておりますので、ご確認ください。本件に関するお問合せは、本会総務部までお願いいたします。
（TEL 043-306-3281）

教育CSRに取り組む企業 募集中

従業員の家庭支援
学校支援
地域支援

学校行事等に参加しやすい環境づくり
子ども参観日・家族の日などの取組

企業の特色を生かした出前講座
職場体験やインターンシップの受入

地域住民対象の講座や職場見学会
施設の開放や地域行事への参加

千葉県は、教育 CSR に取り組む企業を応援します！

ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度
連絡先　千葉県教育庁教育振興部生涯学習課
学校・家庭・地域連携室
電話 043-223-4069　メール kyosho2@mz.pref.chiba.lg.jp
HP https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/tourokuseido.html

事業の概要

補助事業名	令和元年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	千葉県室内装飾事業協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	藤　間　健　史	住　所	千葉市中央区本千葉町10-20 DIK703
	設　立	昭和 49 年 6 月	業　種	内装工事業
	組合員	51 人		
テ　ー　マ	組合と組合員相互間の会計と税務			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会　工業連携支援部（TEL 043-306-2627）			
専　門　家	日新税理士法人　副所長　古知　潔（税理士）			

背景と目的

組合では毎年1回決算を行い、その内容を審議するため、事業年度終了後に通常総会を開催する必要がありますが、組合決算において、一般法人とは異なった組合特有の会計処理や税制上の措置があります。また、組合員会計は、企業会計と異なった処理をしますので、組合と組合員相互間会計と税務を理解するために研究会を実施しました。

事業の活動内容

①一般賦課金（組合費）の徴収を年の中途で停止したいとき

事業年度の中途において残余期間の賦課金徴収の全部または一部を停止したいと考えることは、その年度の事業利益が予期以上の場合など往々にしてあることです。

しかし一般賦課金の賦課徴収方法は通常総会で決定された事項ですから相応の手続きを経て訂正する必要があり、臨時総会を開催してその減額時期や減額金額についての決議を経ることが考えられます。ただし、この訂正は組合員の負担を増すことではないのですから、理事会の決議で実行することも実務的と考えます。そしてその決議内容を書面で組合員に通知して賦課金の全部または一部の徴収停止を実現します。組合員側では特段の処置は不要ですが、一年分の賦課金を前払いしている場合などは、その精算が必要なことは当然です。

②組合が組合員に支給するコロナ禍見舞金

組合が組合員に支給するコロナ禍見舞金などの災害見舞金は、税務上組合の交際費には該当せず、その災害実態に相応の支出額であれば会計上の勘定科目を問わず全額を組合の経費（損金）として扱います。また、この種の見舞金は慣行上領収書を求めがたく、そのような場合には組合が支出日・支出先組合員名・支出額を記録して保存すれば足りるものとされます。これを受取った組合員側ではその金額を雑収入等として収入計上します。消費税の取扱いは、見舞金＝課税対象外です。

③組合が会議出席者に支給する日当

日当とは組合会議出席時に要する諸費用に充当するために組合が支払う金員です。具体的には往復交通費・食事代・飲料代などです。日当の額は日帰りの場合、一泊の場合など実態に即して組合旅費規程等に定める必要があり、定められる金額は社会通念上妥当な額の範囲内でなくてはなりません。具体的に、受け取った個人が出張に必要な諸費用を払ってなお残余が生ずるような額は不相当に高額な日当として、受取者は次に述べる非課税の扱いは受けられません。

組合は適正な額の日当は旅費交通費として経費処理します。消費税は課税仕入として処理します。

これを受取った個人は非課税の所得として税務上何らの処置も必要ありません。

④組合の業務組織（部会・委員会等）に属する各人に支給する手当

組合の業務執行組織は組合の実態に応じて、受注委員会・共同購買部会・総務委員会等々のさまざまな業務組織が考案され実働しています。これらの部会や委員会に属して活動した個人に支払う金員は給与として処理します。所定の所得税の源泉徴収も必要です。これを受取った個人は給与所得として、他に給与所得がある場合には確定申告をして源泉徴収された税

金の精算を行います。組合の理事長他の役員が部会や委員会に属していて同様の給与を得る場合には、税務上組合の経費にならない役員賞与に該当とされるケースも考えられますので注意が必要です。

⑤組合と組合員相互間の領収書発行に伴う印紙税

受取書（領収書）には印紙税法の定めにより二百円から二十万円までの収入印紙の貼付が必要です。同時に印紙税法は「記載受取金額が五万円未満の受取書」と「営業に関しない受取書」に該当するものは印紙税の非課税物件と定めています。従って協同組合等各種中小企業組合と組合員との取引行為は「営業」ではなく、そこに交わされる領収書に収入印紙の貼付は不要なのです。組合と組合員以外の者との取引は当然に「営業」に該当しその領収書に印紙の貼付が必要です。つまり、同じ物品を組合が販売したとして、その販売先が組合員であるか組合員以外であるかによって印紙貼付の要不要が分かれることになるのです。

⑥組合が組合員に支払う出資配当金

組合は毎事業年度末の剰余金処分として組合員に出資配当金を支払うことができますが、その配当額の計算上の留意点は中途加入の組合員に対する配当額の計算です。この計算は加入月から事業年度末までの在籍期間に応じた按分計算によります。在籍六か月なら通年在籍の組合員に対する配当額の二分の一の配当です。次に中途脱退の組合員に対する配当は法定脱退か自由脱退かを問わず、在籍期間按分は行わずに配当金を支払います。出資金の払戻しはいずれの場合も事業年度末に行うからです。

⑦組合が組合員に支払う事業利用分量配当金

事業利用分量配当金は、組合員が協同組合に対しその共同経済事業の利用の際に支払った手数料や代金等の対価の割戻しです。これは、組合がその事業年度の決算を確定するプロセスでこの事業利用分量配当金額を定め、剰余金処分案に記載して通常総会の承認を得れば、組合のその事業年度の法人税額の計算上その配当額を損金とすることができる、いわば適法な組合利益の調整ツールなのです。

⑧組合員の持分

組合員の持分とは組合定款にも明示されているように、組合員が組合財産に対して有する経済的な権利です。具体的には組合の正味資産を出資総口数で割り算して出資1口当たりの持分額を求めます。つまり、組合財産目録が示す「差引正味資産」の額を、その事業年度末の出資総口数で割り算するのです。

⑨組合員持分開示のススメ

組合の正味資産は先にみたように財産目録に組合の資産から負債を差し引いたところの「差引正味資産」として明示されています。ここで注意したいのは組合の財産の中に土地や株式がある場合、それらは取得時の価額で記載されていることです。取得後の経済変動によりそれらの「時価」は値上がりしたり値下がりしたり、財産目録記載額とは大きく異なっていることもマレではありません。このような場合はその土地や株式を時価に直して⑧の持分額を計算しなくては、誤った持分情報を組合員に伝えることになりかねません。そこで取得時の価額から変動の大きい資産については時価に評価し直して持分計算を行い、組合財産目録の末尾に注記してリアルな持分情報を組合員に伝えるようにします。注意することは、例えば土地の価額を時価に直して財産目録に記載するのではなく、注記の形式で時価による持分額を示すことです。

（注1）財産目録に示す正味資産に対する出資一口当たりの持分額は×××円です。

（注2）財産目録中の土地につき固定資産評価額を時価として計算した正味資産は○○○円、この出資一口当たりの持分額は×××円です。などと財産目録の末尾余白に注記します。

時価評価の基準は組合財産の実態に応じ合理的に定め総会で承認を受け、以後原則として継続適用します。土地についての時価評価基準としては、①固定資産評価額による②公示価格による③路線価による④不動産鑑定評価による⑤上記いずれかの価額に比準する価額による、などが考えられます。

今後の事業展開・展望

今回の研究会を通じて、組合特有の会計と税務を理解して頂ければ幸いです。

（税理士　古知　潔）

テーマ　外部との連携

スマート農業への挑戦～地元農業者との連携～

上越ＩＣＴ事業協同組合

当組合がもつ知識や技術力、ノウハウの結集、そして地元の農業者との連携がスマート農業の実現を可能にした。

背景・目的

平成28年に組合を設立し、その半年後に開催した公開例会において、髙橋賢一氏との出会いがきっかけとなり、スマート農業への挑戦が始まった。株式会社ふるさと未来　代表取締役を務める髙橋氏は、農業分野において革新的な取組みを行っており、自身が行う農業と当組合の活動および方針との連携について、ＩｏＴを活用した新たな可能性を示した。

取組みの手法と内容

当組合がもつ知識・技術力・ノウハウと、髙橋氏の知識や経験を結集し、次のようなスマート農業につながるシステムを開発した。

圃場の水田水管理は水稲栽培をする上で負担が大きい。水を管理するための自動給水栓はフロート式センサーと呼ばれるものが一般的であり、フロート式センサーは設定水位により自動的にバルブの開閉を行うことができるが、その設定等のために直接水田まで行く必要があり、これが大きな負担となっている。この解決策として、直接水田に行かなくても遠隔で操作可能な水田水管理装置「見ＨＡＬ君」、また農作業や営農収支などと圃場結び付け管理する「未来ファーム（ＭＩＮＯＲＩ）」を開発した。当システムは各圃場にＩＣタグを設置し、このＩＣタグをスマホでタッチして読み取れば今日すべき作業内容が確認でき、自動で作業が記録されるような仕組みとなっている。これにより、指示を出すリーダーの負担を大きく軽減することが可能となった。

本製品はすでに県内外の農業関係者からの問い合わせも多く、徐々に販売実績も上がってはきたが、これも髙橋氏の全国各地での講演の影響が強く、講演会聴講者からの引き合いが多い。このため、製品開発から販売に至るまでの一貫した連携を取ることで、最大限効果を発揮している。

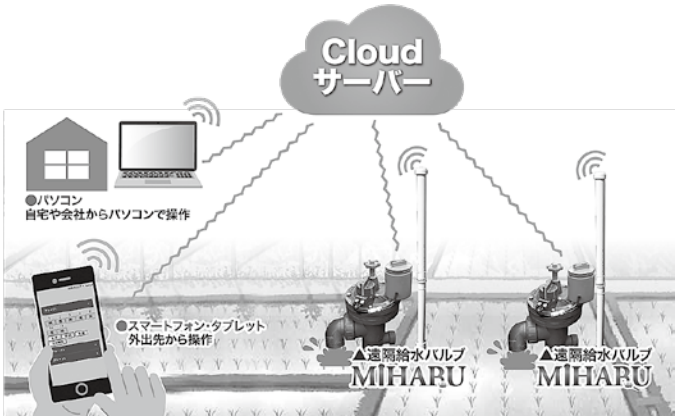

自動給水栓（見ＨＡＬ君）

成果とその要因

開発において、当組合は農業に関する知識・経験がほぼなかったため、髙橋氏を賛助会員として組合の仲間に入れ、連携したことが１番の成功要因である。髙橋氏より自身の経験や考え、現場の状況、課題、これまで利用してきたシステムの特徴、問題点などについてご教授いただいたことで、組合としては効率的に学習でき、情報収集できたことが開発の一助となった。

上越ＩＣＴ事業協同組合

住　所：〒943-0807
新潟県上越市春日山町
二丁目５番37号
設　立：平成28年４月
出資金：50千円
ＵＲＬ：https://joetsu-ict.net/fukumiai
業　種：ソフトウェア業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子回路製造業ほか
組合員：6人

組合Q＆A

協同組合の複数代表制の導入について

［Q１］事業協同組合において、代表理事の中から１名を会長に選任し、主に対外関係を行わせるための複数代表制を導入したいが、可能ですか？

［Q２］また、複数代表制を採用した組合において、各代表理事が単独で行う業務により発生する弊害を未然に防ぐにはどうしたら良いでしょうか？

［Ａ１］代表理事を複数名にすることは可能です。複数代表制とは、代表理事各自が単独で業務執行の権限を持ち、それぞれが組合を代表することです。定款において、代表理事のうち、例えば、１名を会長、他の１名を理事長とするなど名称と定数を明記して、業務執行を行うことができます。ただし、複数代表制は、各自が単独で業務執行の権限を持つことから、対外関係の有無に限らず行為全体について善意の第三者には対抗できないこと、会長と理事長との業務を実務上明確に分けて執行することが難しいこと、組合員に対する統率ある指導力が損なわれるおそれがあること等に留意する必要があります。単なる名誉的な名称を二分して付与するような形式的な制度とならないよう、その適否は実態を十分踏まえて判断してください。

［Ａ２］複数代表制は、代表理事各自が単独で業務執行の権限を持つことから、対外関係の有無に限らずその行う業務により発生する弊害を未然に防ぐためには、あらかじめ職務の内容等を明確にしておくことが望ましいです。

◎『中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）』より転載

労務問題Q＆A

労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）

［Q］新型インフルエンザ等対策特別措置法による対応が取られる中で、協力依頼や要請などを受けて営業を自粛し、労働者を休業させる場合、労働基準法の休業手当の取扱はどうなるでしょうか。

［Ａ］新型インフルエンザ等対策特別措置法による対応が取られる中で、協力依頼や要請などを受けて営業を自粛し、労働者を休業させる場合であっても、労使がよく話し合って、休業中の手当の水準、休業日や休業時間の設定等について、労働者の不利益を回避する努力をお願いします。また、労働基準法上の休業手当の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金が、事業主が支払った休業手当の額に応じて支払われます。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法による対応が取られる中で、協力依頼や要請などを受けて営業を自粛し、労働者を休業させる場合であっても、一律に労働基準法に基づく休業手当の支払義務がなくなるものではありません。労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の１００分の60以上）を支払わなければならないとされています。不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありませんが、不可抗力による休業と言えるためには、

①その原因が事業の外部より発生した事故であること

②事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること

という要素をいずれも満たす必要があります。

①に該当するものとしては、例えば、今回の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対応が取られる中で、営業を自粛するよう協力依頼や要請などを受けた場合のように、事業の外部において発生した、事業運営を困難にする要因が挙げられます。

②に該当するには、使用者として休業を回避するための具体的努力を最大限尽くしていると言える必要があります。具体的な努力を尽くしたと言えるか否かは、例えば、

・自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか

・労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないかといった事情から判断されます。

◎厚生労働省ＨＰ（新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け））より転載

本会では、中小企業庁から標記事業の委託を受けた全国中小企業団体中央会の地域事務局として、本事業の事務を行っています。

このコーナーでは、当該補助事業に取り組んだ事業者（過去に千葉県地域事務局において採択された県内の中小企業・小規模事業者）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や成果状況等についてご紹介します。

ものづくり補助事業成果事例
【平成24年度補正】

事業類型	試作開発・設備投資	競争力強化の形態と関連性	サービス化
22分野技術との関連性	発酵		

株式会社寺田本家（香取郡神崎町）

事業テーマ

酒粕・麹でおいしく楽しく元気に発酵生活を

本事業への取組みの経緯・目的

私たち日本人にはもともと馴染み深い発酵食品ですが、ここ数年で改めてその有用性や健康効果が見直されています。寺田本家は創業以来３４０年余り、日本の発酵食品のひとつ、日本酒を醸造しています。原料となる麹や、その副産物の酒粕にはさまざまな酵素やミネラル、ビタミンB群、食物繊維が豊富です。日本酒だけでなく、麹や酒粕を活用して、おいしく、楽しく日常生活に取り入れるご提案と、身体も心も元気に発酵してゆく皆様の健康生活のお手伝いをできればと新商品の開発に取り組みました。

実施内容

補助事業にて、木製の甑を導入し、原料のお米への蒸気の当たり具合を改善しました。また、麹室へのヒーター導入により室内温度を一定（約35℃）に保つことで、発酵食品の品質向上を図りました。

そして、冷凍庫を導入し冬場だけしか製造できない酒粕のストックを可能とし、試作用タンク、真空包装機なども併せて導入し、①マイグルト（乳酸菌が働いた発酵甘酒）新商品、②酒粕クラッカー・酒粕粉チーズおよびマイグルトドレッシングなどの新商品開発に取り組みました。

①マイグルト新商品の開発

日本酒醸造法のひとつ〝生酛（きもと）仕込み（しゅば）〟のスターターとなる酒母は、低温でゆっくり発酵させる過程で、麹によるデンプンの糖化作用に乳酸菌による乳酸発酵が伴い、お米のヨーグルトといった甘酸っぱい味わいの飲み物ができる。その後酵母が働きだすとアルコールを産み出し始めますが、その前段階で発酵をとめることでお子様でも安心して飲めるノンアルコールの発酵飲料ができます。すでに商品化している〝マイグルト〟の原料は白米で、次なる新商品として玄米や雑穀を原料とするマイグルトの開発を目指しています。

②酒粕クラッカー・酒粕粉チーズおよびマイグルトドレッシング

酒粕・麹・甘酒を使ったレシピで、ご家庭で手軽に召し上がっていただける商品や簡単に使える調味料の商品化を目指しました。

事業実施の成果

木製の甑の導入により原料米の蒸しムラをなくすこと、麹室へのヒーター導入により麹菌の働きを活性化させることで、発酵食品の品質向上を図ることができました。

また、冷凍庫の導入により夏場でも酒粕を使った調味料、酒

バーベキューソース

やさしいラー油

バーニャカウダ

粕粉チーズやバーニャカウダを製造することができるようになりました。

新商品開発については、以下のような成果を実現することができました。

①木の甑・麹室ヒーターの導入でいっそう安定的に高品質の麹がつくれるようになり、マイグルト新商品として、玄米マイグルトの試作を続行中です。

②発酵調味料シリーズとして、「酒粕ちいず」、「げんまい塩こうじ」、「やさしいラー油」、「バーニャカウダ」、「バーベキューソース」の5種を商品化いたしました。

③酒粕・塩麹を使った商品として、「グラノーラ（甘口と塩味）」を商品化いたしました。

げんまい
塩こうじ

酒粕ちいず

今後の展望

①引き続き玄米マイグルト、雑穀マイグルトの商品化を目指します。またバリエーションとして自社清酒を原料とした米酢を加えた新たなドリンクの開発も検討していく予定です。

②調味料については、飲食店からのお問い合わせも多く、業務用パッケージ対応を検討しております。また酒粕クラッカーや酒粕トリュフなどバリエーションを増やしていく予定です。

社長からの一言

社長　寺田　優

当社では、昔ながらの自然酒を通じ、発酵の素晴らしさをお伝えできればと願ってまいりました。日本酒だけでなく、麹や酒粕を使ったレシピ提案などもしておりましたが、ご家庭で手軽に使える発酵調味料を商品化することができ、皆様に発酵食品の魅力や可能性をより知っていただくきっかけができたと思います。今後も日本酒醸造の技・発酵力を生かした寺田本家ならではの商品の開発を目指します。

企業データ	
主な事業・業種	食料品製造業（日本酒等の製造販売）
得意分野	日本酒の醸造
所在地	[本社／事業実施場所] 〒 289-0221 香取郡神崎町神崎本宿 1964
TEL	[本社／事業実施場所] 0478-72-2221
FAX	[本社／事業実施場所] 0478-72-3828
URL	https://www.teradahonke.co.jp
E-mail	info@teradahonke.co.jp
設　立	昭和31年9月29日
代表者	代表取締役　寺田　優
従業員数	22 名
資本金	1,000 万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和２年10月期

情報連絡員50名　回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
（「好転（上昇、増加）」、「不変」、「減少（悪化、低下）」の３択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前 月 比

➡製造業では、売上高において「増加した」業種は１０から５に減少。「減少した」業種は２から６に増加。
➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は４から９に増加。「減少した」業種は１４から９に減少。
➡業界の景況では、「好転した」業種は３のまま変化なし。「悪化した」業種は１５から１２に減少。

前年同月比

➡製造業では、売上高において「増加した」業種は１から２に増加。「減少した」業種は１３から１２に減少。
➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は３から６に増加。「減少した」業種は２２から１９に減少。
➡業界の景況では、「好転した」業種は２のまま変化なし。「悪化した」業種は２９から２６に減少。

製造業

■しょう油・食用アミノ酸製造【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響により、景況は依然として厳しい状況が続いている。

■漬物製造　【県内全域】

業務用の漬物製品の市場は回復傾向にある。

■酒類製造　【県内全域】

日本酒の売上は、前年同月比で、売上が減少し、厳しい状況が続いている。また、千葉県酒類販売（株）が10月1日より、県内28蔵元の日本酒を販売する通販サイトを開設し、期間限定で千葉ペリエ５階駅前広場にて 日本酒プレミアムラウンジ「一献風月」を開設した。

■牛乳小売　【県内全域】

コロナ禍であるが、各牛乳販売店は平時と変わらず、営業を行っている。

■木材・木製品製造　【県内全域】

今年は、コロナ禍の影響で計画通りに事業が進捗していないが、年末年始に向けて木材の需要に期待したい。

■製材　【木更津】

ロシア、アメリカ及びカナダからの材木船の入港がないため、材木の在庫は減少した。

■印刷　【県内全域】

コロナ禍の影響により、印刷業界も受注が減少している。

■電気めっき　【県内全域】

得意先の中には、業績の回復した企業もあるが、景況は、前月比及び前年同月比に比べると悪化している。

■鉄工　【千葉】

当組合で半期毎に実施している事業所動向調査によると、受注、販売・納入、設備稼働率、収益状況の各指標は、半年前の調査時にも大きく悪化したが、更に悪化度が増し、新型コロナウイルスの影響で、極めて景況感は悪い。また、理事長が組合員企業へ個別ヒアリングをしたところ、総じて2～3割程度の売上減少となっており、厳しい経営環境が続いている。

■機械部品製造　【野田】

組合全体としてコロナ禍の影響が続いていて、売上が落ち込んだままの組合員企業が多い。

■機械部品製造　【流山】

業種により新型コロナウイルスにより受注に影響が引き続きでている。外国人技能実習生の入国が計画通りできず、影響がある。

■機械部品製造　【柏】
自動車部品は中国が牽引しているので、売上は増加した。また、半導体・車に乗せる機器・5Gは堅調で、全体的に上昇に転じている。

■金属製品製造　【船橋】
景況は回復基調にあるが、先行き不透明感がある。

■採石　【県内全域】
東京都港湾局発注の新海面処分場Dブロックへの石材出荷量は月により波があり、前月を下回り、前年同月比では減少となった。また、10月までの全体の出荷量は全体の出荷量が良かったため前年同月比で160％の状況である。

■土砂採取　【県内全域】
土砂の重要が伸びず、洗砂関係の需要は低調である。

非製造業

□総合卸売　【千葉県・東京都】
組合員総じて既往取引先の売上が減少しており、新規開拓先拡充により補填を図るが、全体としては減収となっており、景況感は悪化している。また、金融機関からのコロナ対応借入により、手元資金の手当てを行っている組合員が多く、当面の資金繰りについては問題ない状況となっている。

□リサイクル卸売　【県内全域】
古紙の輸出価格は上昇したものの、今後、下がることが予想されるため、景気は好転していない。

□青果卸売　【千葉市】
前半は天候不順の日が続き、青果物の単価が高めで推移したが、後半からは平年並みとなり、取引は落ち着いていた。また、売上は上昇したが、収益状況は厳しい。

□自動車解体　【県内全域】
鉄・スクラップ価格は変化ないが、銅・アルミ等の非鉄金属の価格はやや上昇している。しかし、廃車の発生は低調である。

□小売　【柏】
人通りは増えているが、売上の変化はない。また、GoTo商店街の申請と12月にキャンペーンの開催を予定している。

□電気機器小売　【県内全域】
徐々に回復に向かっている感があり、家電製品の買替え商品が堅調でひと段落。また、夏物商品から一気に冬物に期待度が増している。

□青果小売　【千葉市】
地場野菜の入荷が増えたため、青果物の価格が安定してきた。また、相場も下がり、売りやすい価格となってきているので、収益面や資金繰りも安定してきた。

□中古車仕入・販売　【県内全域】
中古自動車のオークション事業は好調であった。

□小売　【東金】
昨年度は、消費税の改正や台風の影響で休業日が多かったため、売上減少であった。食品関連は少しずつ回復してきている。その他の業者はまだまだの状態が続いている。

□小売　【野田】
売上は飲食店を除き、回復傾向にある。また、コロナ禍対策として、感染防止ガイドラインを遵守し、安全対策の徹底を図っている。

□建設揚重　【県内全域】
コロナ禍の影響で建設需要が停滞しているため、クレーンの稼働が下がっている。

□一般廃棄物処理　【千葉市】
売上は前月より、若干良いものの前年同月比と比べると減少している。年末の繁忙期に向けて期待していきたい。

□学習塾　【県内全域】
AIを駆使した教育へと変化しつつある。そのためのスピードや資金などで、大手塾や予備校などに遅れをとっている。これは中小塾にとっては死活問題となる可能性が大である。

□建設　【県内全域】
組合員による10月の県内建設関連の公共工事の落札結果は、295件、14，057百万円と前月比△8，568百万円の減少となったが、前年同月比では3，039百万円の増加となった。10月の落札額は、県内建設関連公共工事の全落札額54，589百万円の25．8％に当たっている。10月までの落札累計額は、1，956件、77，349百万円となり前年同期比では△694百万円の減少となっている。

□貨物運送　【野田】
前月よりは売上回復しましたが、前年に比べるとまだまだ低い売上です。

□輸出入　【県内全域】
成田空港店舗は新型コロナウイルスの影響が続いて営業できず、売上・収益の大幅減が続いている。なお、空港は大半の店舗が休業状態であり、来年3月までの休業・営業時間短縮が承認され、家賃減免、支払期限の延長などの措置がされている。

第72回中小企業団体全国大会 開催

全国中小企業団体中央会と茨城県中小企業団体中央会は、10月22日（木）、「ザ・ヒロサワ・シティ会館（茨城県立県民文化センター」（水戸市）において、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で「第72回中小企業団体全国大会」を開催した。

今大会は、「つながるひろげる連携の架け橋～スクラム強く　団結前進～」をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等約380名が参集した。

わが国の中小企業、日本経済の力強い成長と発展とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織対策の拡充を図るべく、中小企業が直面する諸課題解決と今後の方向性など21項目を決議した。

▼中小企業団体全国大会…毎年一回、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指している。また、総合、組織、金融、工業、商業、税制、労働及びエネルギー・環境の各分野別に専門委員会を設置し、その時々の中小企業者の要望等を取りまとめ、その実現方に努めるとともに、中小企業者の意見が施策に反映されるよう努めている。

【大会内容】

祝辞

議事（議案審議・意見発表・決議）

表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等）

大会宣言

【決議事項】

《Ⅰ．中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強靭化支援等の拡充》

1．新型コロナウイルス感染症及び多発する災害からの復興支援と中小企業強靭化・事業継続力強化への強力な推進

2．生産性向上の実現支援の加速化と新たな展開対応への支援強化

3．次世代への円滑な事業承継・後継者育成に向けた対策の強化

4．中央会の指導体制・支援機能の拡充・強化、実態やニーズに即した組合制度への運用改善

5．地方創生推進に向けた対策の拡充

《Ⅱ．中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進》

（1）雇用調整助成金等に関連する助成措置の新型コロナ感染状況に応じた拡充、延長、更なる支給の迅速化

（2）雇用保険料率の見直しの慎重な検討、国庫負担4分の1への復帰、二事業の事業費管理の徹底・大幅な見直し

（3）中小企業の経営実態に配慮した働き方改革の推進、特に新しい働き方やAI、IoTの活用等に対する支援等の強化

（4）中小企業に対する人材確保支援等策の強化、組合を活用した教育機関の活動・新しい分野の研修支援の強化

《Ⅲ．中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備》

1．中小企業金融施策の拡充

2．中小企業・組合税制の拡充

3．中小製造業等の持続的発展の推進

4．エネルギー・環境対応への支援の拡充

5．卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充

6．サービス業支援の強化・拡充

7．官公需対策の強力な推進

なお、大会の席上、千葉県からは次の方々が表彰された。

【優良組合】▽かずさリサイクル（協）（代表理事＝平野大志）

【組合功労者】▽安藤順夫（千葉県石油（協）代表理事）

【中央会優秀事務局専従者】▽山内昭紀（総務部副部長）

次期全国大会については、令和3年11月25日（木）に、神奈川県において開催することとなった。

全国中小企業団体中央会　森会長の挨拶

☆地域経済の活性化や地域社会の発展に貢献☆

令和２年度 千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」

～ 受賞おめでとうございます！～

去る11月19日、千葉県庁（本庁舎５階大会議室）において、長年にわたり地域経済の発展に貢献した企業などをたたえる“千葉のちから」「中小企業・小規模企業表彰」”の令和２年度の表彰式が行われました。

この“千葉のちから」「中小企業表彰・小規模企業表彰」”は、地域に貢献する中小企業や商店街、さらに中小企業にあって長年にわたり努力を続けてこられた従業員の方々を表彰するもので、本会では次の方々を推薦し、森田健作千葉県知事から表彰状が授与されました。

（１） 中小企業・小規模企業表彰　３社

	名称等	表彰の理由（概要）
1	石井工業株式会社 （千葉県建設業（協連））	○コンピュータ上に施工対象物の３次元デジタルモデルを作成するシステムの導入を積極的に推進するなどし、経営技術の向上を図っている。 ○地元小中学校への出張授業や中学生の職場体験など、将来の人材育成を目的とした活動を積極的に行ってきた。
2	株式会社秋葉商店 （茂原卸商業団地（協））	○小売店への運送を自社で直接行うことにより、小売店の詳細なニーズを把握し、地域密着のサービスを行ってきた。 ○地元会社と連携し、その会社が持つ特許技術を活用した商品の販売を行うなど取扱商品を時代に合わせ変化させてきた。 ○全国の中小卸売業３８社と共同販売等をする卸会社を共同出資して設立した際に、中心的役割を果した。
3	糠信暦青株式会社 （千葉県建設防水工事業（協））	○個々の従業員の技能のレベルアップに力を注ぎ、各種セミナー等に従業員を派遣し、建設防水技術者としての技術の向上を図っている。 ○平成３年から従業員の定年を６０歳とし、定年後は希望者全員を６５歳まで再雇用し、従業員が安心して働ける職場環境を醸成している。

（２） 商店街表彰　２団体

	名称等	表彰の理由（概要）
1	小金原中央商店街振興組合 （所在地：松戸市）	○連絡通路とごみ集積場の整備により、高齢者、車いす利用者等の利便性の向上を図り、ゴミの散乱を減少させることができた。 ○ハロウィン祭りなどのイベントを実施し、多数の来場者で賑わい、来街者を増やす取組みをしている。 ○防犯カメラの設置や街路灯のＬＥＤ化により、地域の安全性向上に寄与した。
2	八日市場本町通り商店街協同組合 （所在地：匝瑳市）	○新たな観光来街者の増加等を目的に、市などと連携して「商店街散歩マップ」を作成し、イメージアップにつなげた。 ○空き店舗を活用して休憩スペース「ポケットパーク」を開設した。施設内には地元の人たちやイベントの写真の展示をし、訪れる人が笑顔になれる憩いの場、交流の場として利用されている。

（３） 従業員表彰　２名

	氏名（敬称略）	勤務企業等	業種	所属組合
1	金子　壽美枝	㈱モリカワ板金（野田市）	建設業	千葉県板金工業組合
2	松上　年明	ダイワホールディング㈱ （市原市）	中古自動車販売・自動車整備	千葉県中古自動車販売商工組合

◎詳しくは千葉県 HP（ホーム>しごと・産業・観光>商工業>中小企業・産業振興政策>中小企業に対する支援策>千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」）をご覧ください。

令和２年文化の日千葉県功労者表彰

本会理事森川文明氏（千葉県板金工業組合理事長）が令和２年文化の日千葉県功労者表彰（商工労政功労）を受けました。おめでとうございます。なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症のため、表彰式が中止になったことから、千葉県商工労働部経済政策課石井課長より被表彰者に当会役員室において授与されました。

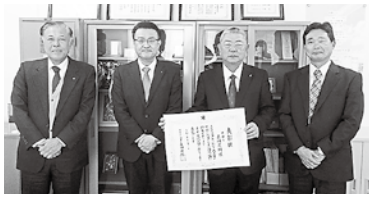

写真（左より、本会今関専務理事、県石井経済政策課長、森川県板金工業組合理事長、本会神子常務理事）

令和2年度「中小企業連携促進県大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」開催

本会は、10月21日、千葉市内おいて、令和2年度「中小企業連携促進県大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」を開催した。

最初に、明治大学教授　森下正氏より、「アフターコロナの中小企業、組合等連携組織の方向性」と題した基調講演が行われた。

次に、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金　成果事例発表会」が開催され、平成27年度ものづくり補助金活用企業の株式会社デクシス・有限会社中台製作所より、成果発表が行われた。

千葉県からのお知らせ

上限500万円

国のものづくり補助金への上乗せ補助

「新しい生活様式に向けた設備投資補助金」、設備投資補助申請サポート事業

県内中小企業等が新しい生活様式に対応した非対面ビジネスへの転換等を行う際に必要な設備投資を後押しします。

国のものづくり補助金とは

ものづくり補助金総合サイト *http://portal.monodukuri-hojo.jp/dataportal.html*

国が実施するものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の通称のこと。
新しい製品やサービスの開発、生産プロセス改善等のための設備投資等に支援を行うものです。

国の補助上限額：１，０００万円
補　助　率　　：１／２（通常枠）、２／３・３／４（特別枠）

「特別枠」の申請要件

新型コロナウイルスの影響を乗り越えるため、経費の１／６以上を以下に投資すること

A	B	C
サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの転換	テレワーク環境の整備
製品供給継続のための設備投資等	非対面・遠隔サービスに必要な投資	テレワークに必要なシステム構築等

県が実施する上乗せ補助について

（千葉県商工労働部産業振興課　Tel:043-223-2718）

（１）対象者
令和２年度において、国のものづくり補助金に**特別枠で申請し採択**された中小企業者等
（２）支援内容　（※特別枠で申請して通常枠で採択されたものを含む）
【補助額】　国の採択を受けたものの、補助上限額を超えた場合に県で上乗せ補助を行います。
県補助 上限：500万円
（※）対象経費に国の補助率を乗じた額が国の補助上限額（1,000万円）を超える場合に、国の補助上限額を超える額を助成する。
【実施期間】令和２年度中に国補助金への申請を行ったもの

設備投資補助申請サポート・県上乗せ補助金受付窓口

本事業の委託先：（公財）千葉県産業振興センター

国・県補助金等の申請を検討している**中小企業者の皆さまをサポートします！！**
（１）対 象 者　　国・県補助金等の申請を検討している中小企業者等
（２）支援内容　　補助制度の説明会と申請書作成のサポート、県上乗せ補助金の申請受付

ワンストップ窓口：千葉県産業振興センター 新事業支援部

受付時間 9:00～17:00　TEL 047-426-9200
〒273-0864　千葉県船橋市北本町1-17-25 ベンチャープラザ船橋1F

新しい生活様式に向けた設備投資補助

URL：https://www.ccjc-net.or.jp/link/uwanosehojo.html

法人県民税法人税割の特例措置の延長について（お知らせ）

千　葉　県

県税の申告・納税につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、「法人の県民税の特例に関する条例」（昭和５０年千葉県条例第３８号）を制定し、法人県民税法人税割について、税率を１．８％とする特例措置（標準税率１％に、０．８％を加算）を実施しています。

令和２年９月定例県議会においてこの条例が改正され、引き続き都市基盤、防災及び福祉・医療施設の整備の一層の推進に要する費用に充てるため、**税率の特例措置の適用期限が５年間延長されました。**

今後とも、この特例措置の趣旨及び法人県民税の申告・納付について御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、中小法人等につきましては、引き続き特例措置の適用を除外する負担軽減措置を設けております。

千葉県における法人県民税法人税割の内容

区　分	内　容
税　率	１．８％
中小法人等に対する不均一課税	資本期の額又は出資金の額が１億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年１，０００万円以下の法人等 ⇒　１％
適用期間	令和７年１０月３１日までに終了する各事業年度分について適用
実施目的	都市基盤、防災及び福祉・医療施設の整備の一層の推進に要する費用に充てるため

※１　対象法人ごとの税率は裏面を御覧ください。

※２　詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。
（連絡先は送付封筒の裏面を御覧ください。）

【対象法人ごとの税率】

区　分	税　率
・資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人	１．８％
・法人税割の課税標準となる法人税額（注）が年１，０００万円を超える法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）	
・保険業法に規定する相互会社	
・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社	
・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人	
・法人税法に規定する受託法人	
・上記のいずれにも該当しない法人	１％

（注）他の都道府県に事務所又は事業所を有する場合は、関係都道府県に分割される前の額

千葉労働局からのお知らせ

中小企業への“働き方改革／同一労働同一賃金”の法適用は2021年4月!!

通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者）との不合理な待遇差を禁止する「パートタイム・有期雇用労働法」の中小企業への適用が2021年（令和3年）4月1日に迫っています。

事業主に求められることは

①同じ企業で働く正社員（無期フルタイム労働者を含む）と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。不合理な待遇差であれば解消しなければならず、制度の見直しや人件費の捻出が必要になる場合もあります。

②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。その際、単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。

各事業主におかれては、いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン」（※）などを参考に、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組をお願いします。

※ガイドラインは厚生労働省ホームページ内「同一労働同一賃金特集ページ」でご覧いただけます。

問い合わせ先：千葉労働局　雇用環境・均等室（電話：043-221-2307）

千葉県特定（産業別）最低賃金の改正のお知らせ

千葉県特定最低賃金は、下表のとおり、２業種について金額の改正が行われ、令和２年１２月２５日から適用されます。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室《電話０４３（２２１）２３２８》までお問い合わせください。

業　　種	改正額（時間額）
鉄　鋼　業	９９５円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	９５４円

※ 上記以外の業種については、千葉県最低賃金の９２５円が適用されます。